

見附市障害者自立支援協議会

資料 1 - ②

■本会議（全体会）

委員数 15名（令和7年4月時点）

医療機関、障害福祉サービス事業者、障害者当事者団体、
市民代表（公募委員）、関連行政機関等で構成。

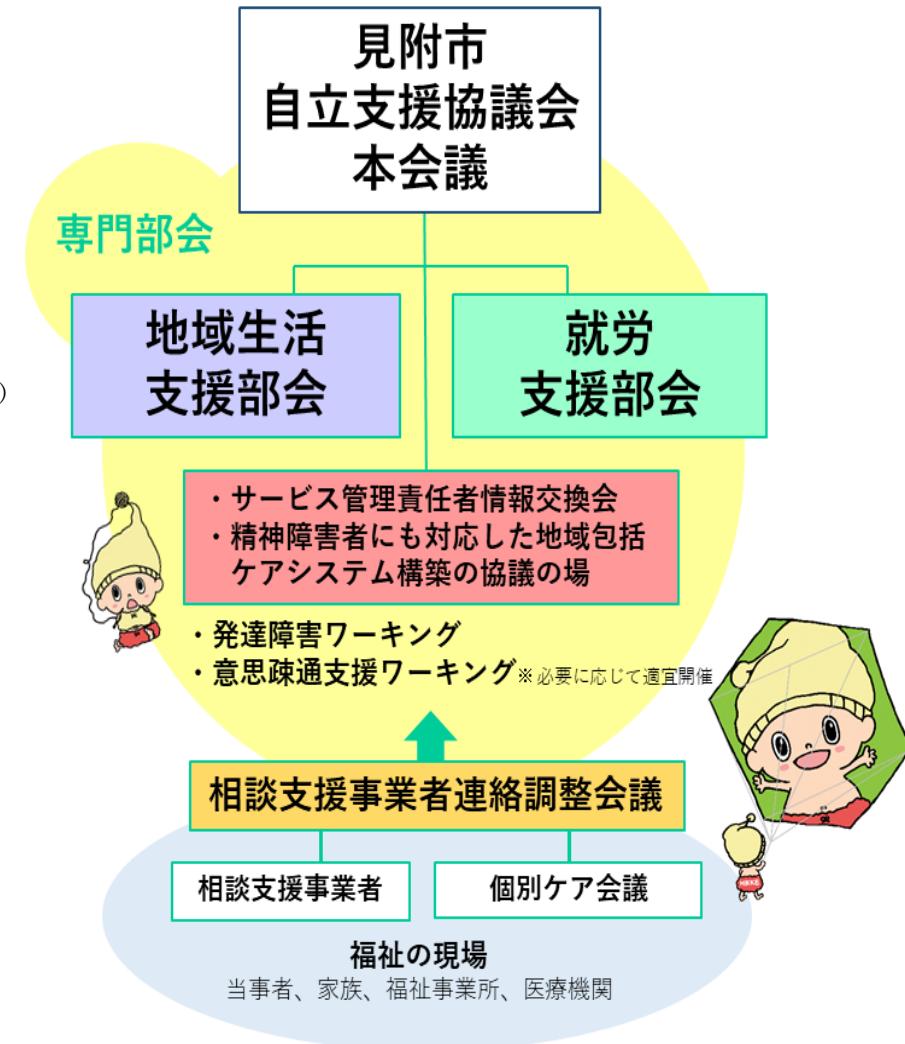
年2回～3回程度開催

■協議会の主な役割

（見附市障害者自立支援協議会設置要綱第2条）

- (1) 相談支援事業の運営評価に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価
及び見直しに関する事項
- (6) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、
解決等の取り組みに関する事項
- (7) その他、障害者福祉の推進のため必要な事項

【組織図】



専門部会

■実務担当者を中心とした専門部会を設け、障害福祉の現場ごとに、課題解決に当たっている。

	部会名	会議概要	構成員	開催回数/年
1	地域生活支援部会	<ul style="list-style-type: none">・障害者の地域生活における課題の検討・主に障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、「地域生活支援拠点」の体制構築を進める	障害者当事者団体、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、公募委員、保健師、相談支援事業者	2回以上
2	就労支援部会	<ul style="list-style-type: none">・障害者の雇用に関する課題の検討・「障害者雇用通信」の発行など、企業向けに、障害者雇用の情報を発信	障害者当事者団体、就労系障害福祉サービス事業者、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業者	2回以上
3	サービス管理責任者情報交換会	<ul style="list-style-type: none">・市内障害福祉サービス事業所のサービス管理者を集めた意見交換会・市内でのサービスの提供状況や課題を共有	市内障害福祉サービス事業所のサービス管理者等	1回
4	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築の協議の場	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者のケース会議など通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討	相談支援事業者、関係する障害福祉事業者、医療機関等	1～2回
5	相談支援事業者連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none">・委託相談支援事業所による月例会議・困難事例の情報共有、ケース検討や研修などを実施	見附市の相談支援事業を受託する3事業所	毎月
6	発達障害ワーキング	<ul style="list-style-type: none">・発達障害や医療的ケア児の支援等に関する検討など（定例会ではなく必要に応じて開催）	障害者当事者団体、市内児童通所サービス事業所、相談支援事業者等	随時
7	意思疎通支援ワーキング	<ul style="list-style-type: none">・見附市手話言語条例に基づく普及啓発の検討など（定例会ではなく必要に応じて開催）	手話奉仕員等	随時